

地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託標準仕様

1 目的

県内における鳥獣による農作物被害額は、平成22年度をピークに減少傾向にあったが、依然として高い傾向にあり、特に中山間地域では、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるなど、重要な問題となっている。

そのため、本県では、野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない「えづけSTOP!対策※」の実践を通じた「地域ぐるみの鳥獣害対策」を推進しているところである。

本事業は、地域における「えづけSTOP!対策」実践に向けた人材育成及び取組み支援と、周知啓発を図ることを目的として実施する。

※ 「えづけSTOP!対策」について

野生鳥獣は、「えさ」があり、安全に隠れられる「ひそみ場」があると、安全に食物が得られる場と学習してしまう（えづけ）。このため、野生鳥獣のえさとなるものを排除し、ひそみ場となりえる場所の除去を行うことを「えづけSTOP!対策」としている。

2 業務内容

(1) 「えづけSTOP!対策」実践塾（講座）の企画運営

地域の実態に沿って被害対策を実践できる人材の育成を目的として、えづけをやめる意識を基礎とした「えづけSTOP!対策」の正しい知識を講習すること。

ア 対象者

農作物の野生鳥獣被害対策を支援・実践しようとする市町村・JA職員、県職員、集落代表者等（のべ100人程度を想定）。

イ 内容

【基本項目】

- (ア) えづけSTOP!対策について
- (イ) 集落点検・合意形成
- (ウ) 生息環境整備・管理、柵設置・管理、効果的な捕獲等
- (エ) ジビエ利活用

【自由提案事項】

基本項目以外で実践塾の目的に資する講座の内容、実施方法及び講師を提案すること。

ウ 会場等

県内で開催することとする。県内全域から受講者が集まることを想定し、駐車場が確保できる会場を選定すること。

エ 実施回数等

講座の回数は合計3回以上とし、令和8年（2026年）11月末までに講座を修了させること。

オ 業務内容

- ・受講者の募集（申込み窓口業務、受講者のとりまとめ等）
- ・講座の開催に必要な講師との日程調整、講師の派遣
- ・講座の開催に必要なチラシ、テキスト等資料の作成
- ・講座の開催及びアシスタントによるサポート
- ・受講者との連絡・調整（出欠確認、欠席者へのフォローを含む）
- ・その他、塾を運営するに当たり必要な業務

カ 講座実施にあたっての注意事項

- ・講座の各回において、それぞれ目的と目標を明確にすること。
- ・講座の講師、内容、時間割等は、事前に可能な限り具体的にすること。

(2) 「えづけSTOP! 対策」アドバイザー派遣によるフォローアップ業務

実践塾の受講者及び過去の受講者等が地域で活動する際に、直面する個別課題の解決を主目的として、内容に応じたアドバイザーを派遣し、より実践的な個別指導やフォローアップを次により行うこと。

ア 派遣回数は6回以上とする。

イ 派遣するアドバイザーは、「熊本県えづけSTOP! 対策ソリューションアドバイザー」や実践塾と関連のある分野の講師を原則とする。

ウ アドバイザーの派遣先及び内容は、県と協議して選定するものとする。

(3) 有害鳥獣捕獲者育成研修の実施

市町村が実施する「有害鳥獣捕獲（罾猟）」の担い手確保及び育成を目的とした研修会を開催すること。

ア 対象者

これから狩猟免許取得を志す方（罾猟に関心がある方）、既に罾猟で有害鳥獣捕獲を行っている方、農業大学校及び農業高校生等（のべ100人程度を想定）。

イ 内容

【基本項目】

(ア) 罾猟に係る基本知識と技術について（罾猟の考え方、罾の設置箇所等）

(イ) ICTを活用した効率的な捕獲技術について

【自由提案事項】

基本項目以外で、目的の達成のために有効な研修内容等があれば記載すること。

ウ 会場等

県内3地域程度を選定し、開催することとする。県内全域から受講者が集まることを想定し、駐車場が確保できる会場を選定すること。

エ 実施回数等

研修の回数は3回とする。講座の開催時期は県と協議して決定するものとする。

オ 業務内容

- ・ 受講者の募集（申込み窓口業務、受講者のとりまとめ等）
- ・ 研修の開催に必要な講師との日程調整、講師の派遣
- ・ 研修の開催に必要なチラシ、テキスト等資料の作成
- ・ 研修の開催及びアシスタントによるサポート
- ・ 受講者との連絡・調整（出欠確認、欠席者へのフォローを含む）
- ・ その他、研修開催に必要な業務

カ 研修実施にあたっての注意事項

- ・ 研修は座学と現地実習を合わせた講座内容とすること。
- ・ 研修の講師・内容等は、事前に可能な限り具体的にすること。

(4) 鳥獣被害対策に係る技術普及・啓発動画の作成支援

農業大学校が実施する「くまもと農業アカデミー」向けに、鳥獣被害対策技術の普及・啓発のためのセミナー形式の動画作成に係る各種支援を実施すること。

ア 内容

【基本項目】

- (ア) 鳥獣被害の現状について
- (イ) 「えづけSTOP!」対策の考え方
- (ウ) 防護柵（WM柵、金網柵、電気柵等）設置の注意点
- (エ) 罠による捕獲の注意点
- (オ) 鳥類対策について

【自由提案事項】

基本項目以外で取り入れた方がよい項目があれば提案すること。

イ 業務内容

- ・ 動画の素材提供（映像、資料等）
- ・ 動画への出演（動画内におけるセミナーの実施）

ウ その他

- ・ セミナー動画撮影に係る機材準備や動画編集等は委託内容には含まない。
- ・ 編集後の動画の長さは1時間～1.5時間の内容とする。
- ・ 撮影スタジオとなるセミナー会場は県で手配を行う。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

(4) 進捗状況について、随時むらづくり課に報告すること。

5 成果品

次の項目を含む実績報告書（紙媒体及び電子媒体各1部）を提出すること。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 制作物（版下データを含む）
- (4) その他参考資料

6 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行う。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存する。
- (6) 受託者が本仕様書その他委託者の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、委託者は委託契約を解除することがある。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (8) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (9) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。